

第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年度～令和 6 年度

【中間見直し版】

(素案)

川越市

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 見直しの背景	1
2 見直し後の計画の期間	1
3 見直し後の計画と現計画への反映	2
4 見直しの内容	2
第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況	3
1 子どもを取り巻く現状とこども家庭庁の創設	3
2 新型コロナウイルス感染症の影響と市の対応	5
第3章 教育・保育等提供区域及び量の見込みと確保方策の再設定	6
1 教育・保育等提供区域の再設定	6
(1) 教育・保育等提供区域の考え方	6
(2) 川越市公立保育所のあり方の策定	6
(3) 保育提供区域の再設定	8
2 量の見込みと確保方策の再設定	10
(1) 教育保育施設・地域型保育事業（2号認定、3号認定）	10
(2) 地域子ども・子育て支援事業（時間外保育事業（延長保育事業））	18
第4章 子ども・子育て支援の取組・事業の改定	20
1 子どもをめぐる課題と本市の取組	20
2 こども家庭センターと新たな家庭支援事業	20
3 新規事業	22
4 見直し事業	23
第5章 資料編	24

第1章 計画の見直しにあたって

1 見直しの背景

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（以下「現計画」という。）は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）における審議を経て、令和2年3月に策定しました。

現計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間と定めていますが、内閣府では、教育・保育給付認定の実績などが量の見込みと大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安として市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととしています。

本市では、就学前児童数の減少や保育全体の需給バランスの調整に向けてよりきめ細やかな検討を行うため、令和4年2月に「川越市公立保育所のあり方」を策定し、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項である保育提供区域を4区域から7区域に細分化しました。現計画においても、「川越市公立保育所のあり方」の考え方に基づき、区域の再設定等をする必要があるため、現計画を見直し、見直し後の第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（以下「見直し後の計画」という。）を策定しようとするものです。

2 見直し後の計画の期間

見直し後の計画の期間は、令和5年度及び令和6年度の2年間とします。



3 見直し後の計画と現計画への反映

見直し後の計画では、見直し部分のみを記載することとしますが、当該見直し部分は現計画に関連する施策目標や取組・事業に位置付けるものとします。

4 見直しの内容

(1) 教育・保育等提供区域の再設定（現計画第5章参照）

令和4年2月に策定した「川越市公立保育所のあり方」の考え方を踏まえ、現計画においても教育・保育等提供区域の設定を見直します。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策の再設定（現計画第5章参照）

教育・保育等提供区域の再設定に伴い、教育・保育の量の見込みと確保方策を新たな教育・保育等提供区域ごとに見直します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の再設定

(現計画第5章参照)

教育・保育等提供区域の再設定に伴い、地域子ども・子育て支援事業のうち時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策を新たな教育・保育等提供区域ごとに見直します。

(4) 子ども・子育て支援の取組・事業の改定（現計画第4章参照）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行）により新たな事業が定義され、このうち子育て世帯訪問支援事業などの4つの事業については、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとされています。

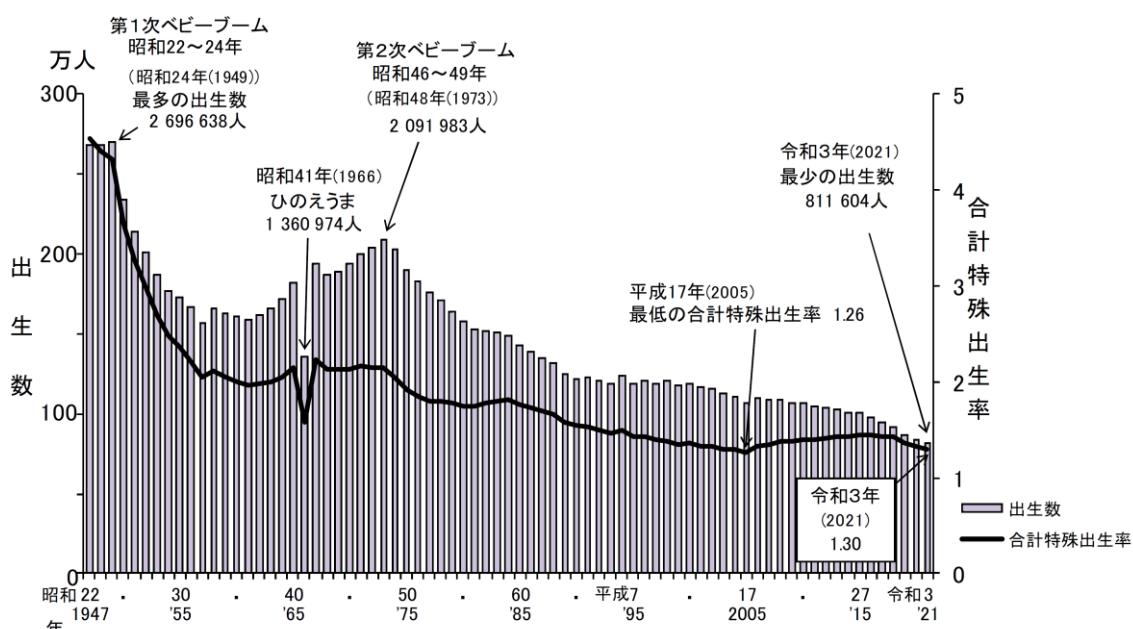
見直し後の計画では、この4つの事業を新規事業として追加し、現計画掲載事業のうち、3つの事業について、実績値や現状に合わせて目標事業量を見直します。

第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況

1 子どもを取り巻く現状とこども家庭庁の創設

令和3年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」によると、政府はこどもや若者に関する各種施策に取り組んでいるものの、少子化や人口減少に歯止めがかかっていない状況にあるとしています。

【出生数および合計特殊出生率の年次推移】



【出典:令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況】

こうした中、令和2年度には児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となっているほか、核家族化や地域のつながりの希薄化、更にはコロナ禍の影響により、子どもや若者を取り巻く状況は深刻さを増しています。

また、近年ではヤングケアラー(※)等の新たな課題への対応が求められています。

このような課題に対し、国は少子化を食い止め、一人ひとりの子どもの幸せな状態 (Well-being) を高め、社会の持続的発展を確保するため、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする司令塔として「こども家庭庁」を令和5年4月1日に設置するとしています。

「こども家庭庁」は、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の養護を任務とし、内閣総理大臣の直属の機関として内閣府の外局として設置されます。

※本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども

【子どもと若者を取り巻く状況(参考データ)】

【近所づきあい】現在の地域での付き合いの程度



※「付き合っている」と回答した割合

[内閣府「社会意識に関する世論調査」]

【SNS被害】SNSに起因する事犯の被害児童数



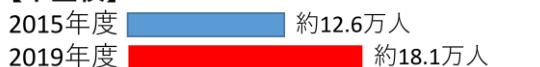
[警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」]

【若年無業者】15~39歳人口に占める無業者の割合



[総務省「労働力調査」]

【不登校】小・中学校における不登校児童生徒数



[文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

【児童虐待】児童相談所における児童虐待相談対応件数



(過去最多)

[厚生労働省「福祉行政報告例」]

【ヤングケアラー】当てはまるとする者の割合



2021年度 大学3年生

2.9%

[厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」]

【自殺】児童生徒の自殺者数



[警察庁自殺統計原典データより厚生労働省作成]

【いじめ】いじめの重大事態



※2019年度は723件(過去最多)

[文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」]

【こども家庭庁の体制と主な事務】

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
 - ・ こどもや若者から意見を聞くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施(外務省と連携)
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告(法定白書)の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なブッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進(デジタル庁と連携)

成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園(「3施設」)、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の簡便化や経済的改善(施設設備費の一本化等)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、子ども食堂、学習支援の場などの様々な居場所(サードプレイス)づくり
 - ・ 児童手当の支給
- こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり(子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会)
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策(文部科学省と連携)等
- 社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援

2 新型コロナウイルス感染症の影響と市の対応

新型コロナウイルス感染症の流行（以下、「コロナ禍」という。）により、児童館や子育て支援センターなどの市有施設が臨時休館するほか、保育施設等へ通う保護者に登園自粛要請をするなど、本市の子育て支援施策にも多大な影響を及ぼしています。

現計画においてもコロナ禍の影響を受け、目標を達成することができなかつた事業がある一方で、オンライン手法を活用することで目標を達成できた事業もありました。実施方法を見直したことで現行の目標値を上回っている事業については、目標値の上方修正を行います。（関連：第4章 -p20-）

コロナ禍の影響は今後不透明ではあるものの、現計画の目標値は維持しつつ、オンライン手法の活用などの対応を通じて引き続き子育て家庭への支援に努めます。

【実施方法を見直した事業の例】

基…基本目標 施…施策目標

基	施	No.	事業名	実施方法の見直し内容等	担当課
1	(2)	3	子育てサポーター養成講座	子どもを連れた参加者がリモート参加できるようにするなどの対応を図りました。	中央公民館
1	(2)	6	産前・産後サポート事業	web会議システムを利用したLIVE講座など、オンラインでの対応を図りました。	健康づくり支援課
2	(1)	3	保育士研修	より多くの保育士等が参加できるよう動画配信やオンラインでの研修を実施しました。	保育課
2	(1)	14	幼保小連絡懇談会の実施	オンライン開催等の対応を図りました。	教育指導課
3	(1)	5	川越市教職員研修事業	従来の対面・集合型研修に加えて、オンラインでの研修も実施しました。	教育センター
4	(1)	5	ワーク・ライフ・バランス推進事業	対面による開催のほか、動画配信やオンライン開催等による対応を図りました。	男女共同参画課 雇用支援課
4	(4)	2	国際理解講座	対面による開催のほか、動画配信やオンラインによる開催の対応を図りました。	国際文化交流課
5	(2)	1	ひとり親家庭等学習支援事業	授業は通所のほか、郵送や（通信）やオンラインでの対応を図りました。	こども家庭課

第3章 教育・保育等提供区域及び量の見込みと確保方策の再設定

1 教育・保育等提供区域の再設定

(1) 教育・保育等提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案し、教育・保育等提供区域を設定することとされています。

現計画においては、市域を4分割した区域を保育提供区域として設定しています。

(2) 川越市公立保育所のあり方の策定

本市では、これまで、共働き世帯の増加などの要因により保育施設の入所希望者数が増加していることから、民間活力を生かし、積極的に民間保育所整備を進め、待機児童の解消に努めてきました。その結果、令和4年4月1日現在の待機児童数は8人となり、待機児童が近く解消されるものと見込んでいます。

現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、将来、保育施設の定員数が過大となることが予想されることから、今後は、保育全体の需給バランスを調整することが課題となるものと考えられます。一方、保育ニーズに対して施設数が充足される状況になると、更なる保育の質の向上について考えていくことも必要となります。

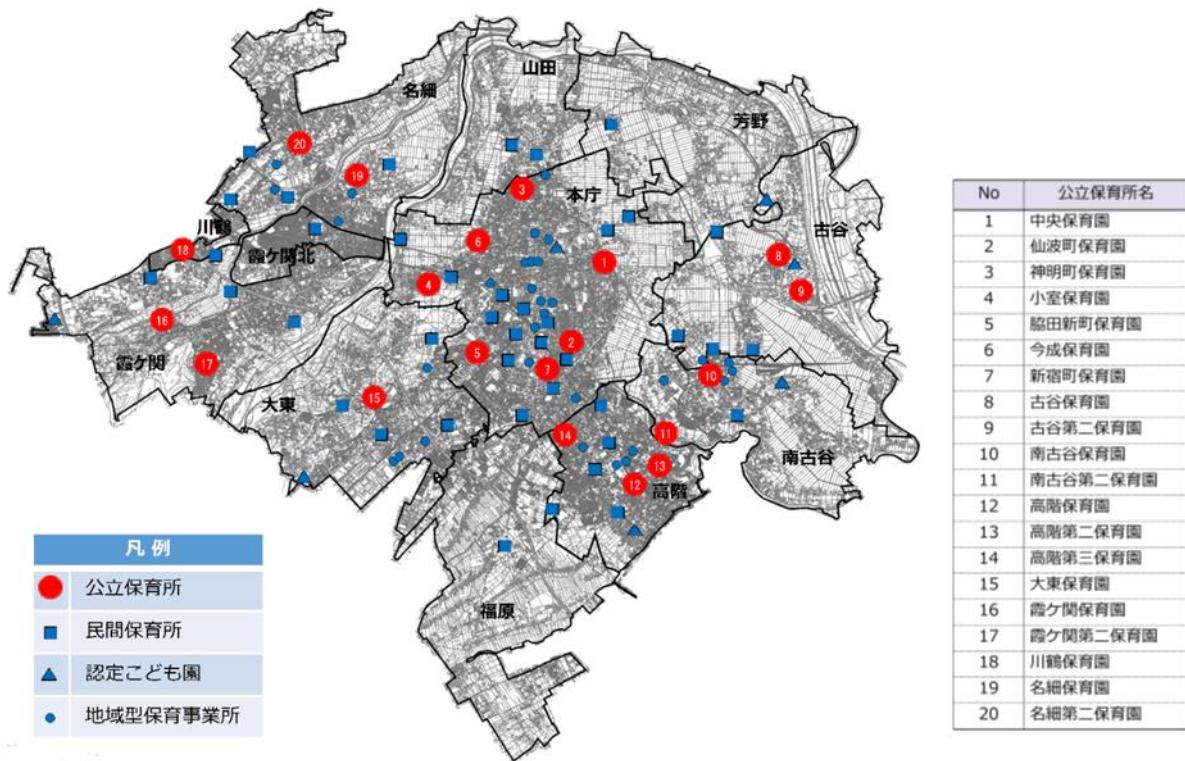
また、本市の公立保育所は、昭和60年までに20園を設置し、これまで耐震化工事や必要な修繕等を行いながら、全ての園を維持してきました。現在は20園のうち8園が建築後40年以上経過しており、施設の老朽化が進行している状況にあります。

このような就学前児童数の減少や施設の老朽化という課題に対し、公立保育所がどのような役割を担い、どのように維持していくのか、今後の方向性を定めるため、令和4年2月に「川越市公立保育所のあり方」を策定しました。

「川越市公立保育所のあり方」では、将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応する必要があり、保育サービスの供給が過剰となった場合は、公立保育所において定員数を調整するものとし、具体的には、短期的な対応として、施設定員の弾力化や定員規模の縮小、中長期的な対応として、公立保育所の統廃合などにより需給バランスの調整を図るとしています。

今後の公立保育所整備等の検討にあたっては、これまでの4区域をもとに、各地区的児童の通園状況や保育需要などの地域性を考慮し、市域を7区域に細分化しきめ細やかな検討を図るとともに、地域の基幹となる公立保育所として、本庁地区では4園、その他の各区域で1園は維持する方針としています。

【参考:川越市公立保育所の配置図】



子ども・子育てを取り巻く環境は、子育て世帯の核家族化、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の貧困の連鎖など、厳しい状況が継続しています。また、支援が必要な家庭、保護者の就労形態の多様化への対応として、保育に関する新たなニーズへの対応や保育の質の確保も課題と考えられます。

本市における保育施策については、公立保育所、民間保育所、それぞれの特長や役割のもと、保育所保育指針等に基づきそれぞれの保育の理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とします。

このような中で、公立保育所の役割を次のとおりとしています。

【公立保育所の役割】

- ①地域における子育て支援拠点としての役割
- ②保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割
- ③セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保

今後、「川越市公立保育所のあり方」で示した公立保育所の役割を果たすべく、具体的な施策について検討してまいります。

(3) 保育提供区域の再設定

現計画では、市域を4分割した区域を保育提供区域として設定していますが、見直し後の計画では、「川越市公立保育所のあり方」の考え方を踏まえ、就学前児童数の減少、各地区の児童の通園状況、保育需要などの地域性を考慮し、これまでの4区域を細分化し、7区域に見直します。

また、教育・保育等提供区域の再設定に伴い、教育・保育の量の見込みと確保方策及び地域子ども・子育て支援事業のうち時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策を新たな教育・保育等提供区域ごとに見直します。

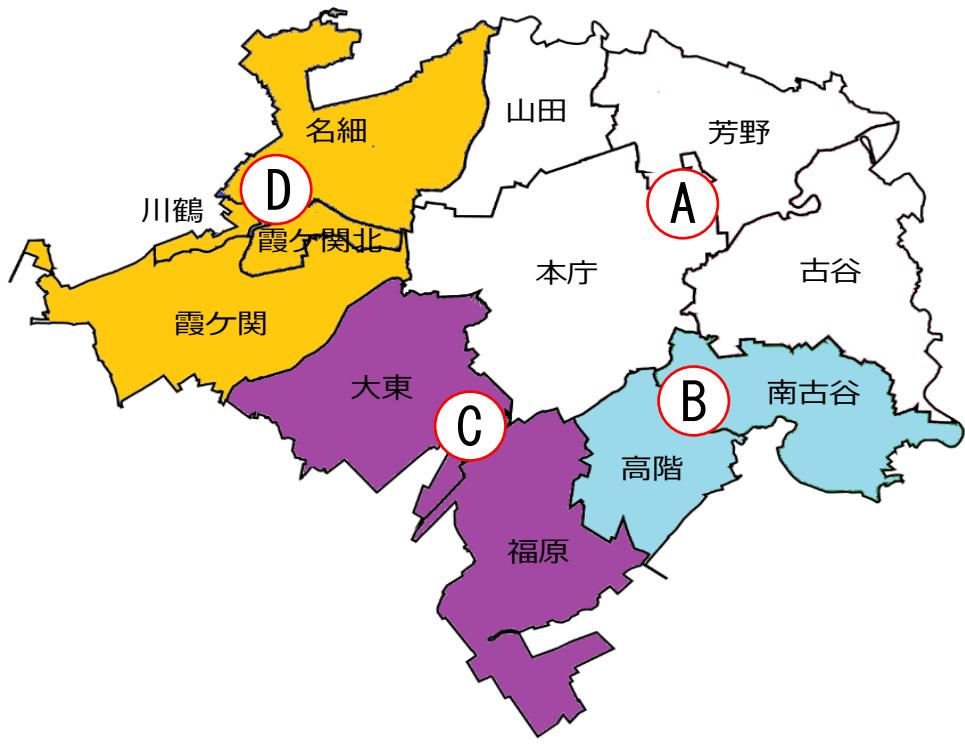
【事業ごとの提供区域(変更のある事業のみ抜粋)】

区分	事業等	変更前	変更後
教育・保育施設 地域型保育事業	保育所・認定こども園（2号認定）	4区域	7区域
	保育所・認定こども園・地域型保育事業（3号認定）		
地域子ども・ 子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）		

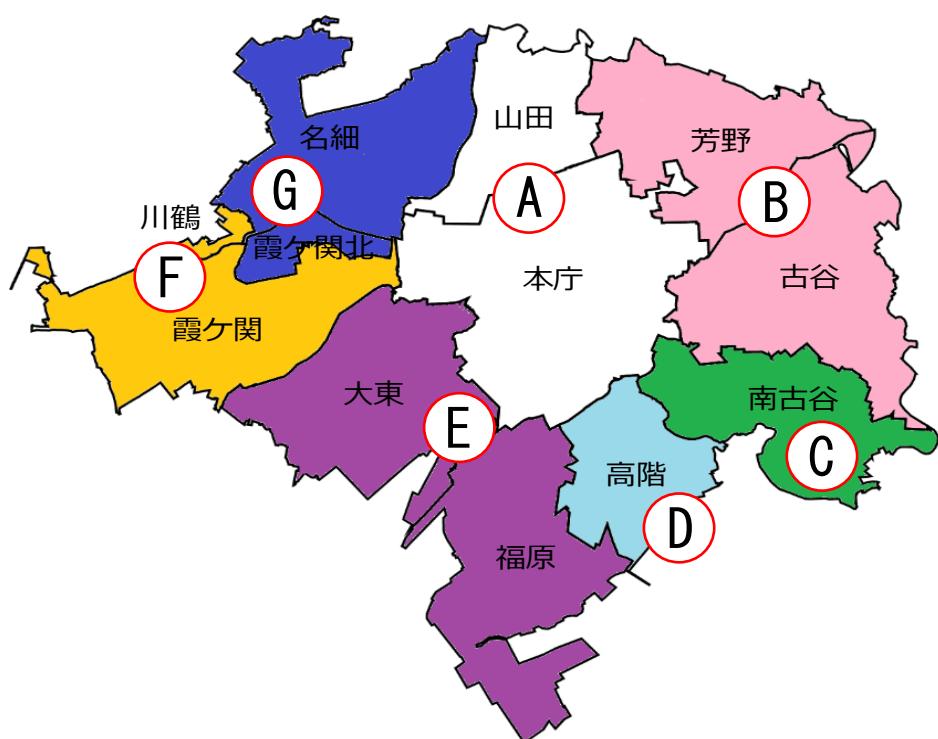
【提供区域の新旧比較】

旧 地区	新 地区
A 本庁、山田、 芳野、古谷	A 本庁、山田
	B 芳野、古谷
B 南古谷、高階	C 南古谷
	D 高階
C 福原、大東	E 福原、大東
D 霞ヶ関、川鶴、 霞ヶ関北、名細	F 霞ヶ関、川鶴
	G 霞ヶ関北、名細

【見直し前(4区域)】



【見直し後(7区域)】



2 量の見込みと確保方策の再設定

(1) 教育保育施設・地域型保育事業（2号認定、3号認定）

- 旧A地区（本庁・山田・芳野・古谷）⇒新A地区（本庁・山田）、新B地区（芳野・古谷）

【見直し前】

【旧A地区】 本庁・山田・芳野・古谷	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	1,302	178	1,021	-	-	1,350	178	1,021
他市町の子ども	-	-	2	0	1	-	-	4	0	3
① 量の見込み 計		0	1,304	178	1,022		0	1,354	178	1,024
確 保 方 策	特定教育・保育施設	-	1,463	198	774	-	-	1,457	198	770
	(他市町の子ども)	-	(2)	0	(1)	-	-	(4)	0	(3)
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	46	188	-	-	-	46	188
	(他市町の子ども)	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	他市町の施設利用	-	13	0	4	-	-	5	0	0
②確保方策による確保量計		0	1,476	244	966		0	1,462	244	958
②-①		0	172	66	▲ 56		0	108	66	▲ 66



【見直し後】

【新A地区】 本庁・山田	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	1,055	156	889	-	-	1,104	163	885
他市町の子ども	-	-	2	0	0	-	-	3	0	2
① 量の見込み 計		0	1,057	156	889		0	1,107	163	887
確 保 方 策	特定教育・保育施設	-	1,116	151	598	-	-	1,116	151	598
	(他市町の子ども)	-	(2)	-	-	-	-	(3)	0	(2)
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	46	188	-	-	-	46	188
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	他市町の施設利用	-	7	0	4	-	-	2	0	0
②確保方策による確保量計		0	1,123	197	790		0	1,118	197	786
②-①		0	66	41	▲ 99		0	11	34	▲ 101

【新B地区】 芳野・古谷	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	247	22	132	-	-	246	15	136
他市町の子ども	-	-	0	0	1	-	-	1	0	1
① 量の見込み 計		0	247	22	133		0	247	15	137
確 保 方 策	特定教育・保育施設	-	347	47	176	-	-	341	47	172
	(他市町の子ども)	-	-	-	(1)	-	-	(1)	0	(1)
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	(他市町の子ども)	-	-	-	-	-	-	-	0	0
	他市町の施設利用	-	6	0	0	-	-	3	0	0
②確保方策による確保量計		0	353	47	176		0	344	47	172
②-①		0	106	25	43		0	97	32	35

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	1,323	191	983	-	-	1,295	191	973	-	-	1,276	190	968
-	-	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1	1	1
0	1,324	192	984	-	0	1,296	192	974	-	0	1,277	191	969	-
-	1,463	199	773	-	-	1,463	199	773	-	-	1,463	199	773	-
-	(1)	(1)	(1)	-	-	(1)	(1)	(1)	-	-	(1)	(1)	(1)	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	61	254	-	-	61	254	-	-	-	-	61	254	-
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	-	-	(0)	(0)	-
-	7	0	6	-	7	0	6	-	-	7	0	6	-	-
0	1,470	260	1,033	-	0	1,470	260	1,033	-	0	1,470	260	1,033	-
0	146	68	49	-	0	174	68	59	-	0	193	69	64	-



令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	1,185	174	887	-	-	1,164	175	883	-	-	1,150	175	882
-	-	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1	1	1
0	1,186	175	888	-	0	1,165	176	884	-	0	1,151	176	883	-
-	1,116	151	598	-	-	1,116	151	598	-	-	1,116	151	598	-
-	(1)	(1)	(1)	-	-	(1)	(1)	(1)	-	-	(1)	(1)	(1)	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	61	254	-	-	61	254	-	-	-	-	61	254	-
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	-	-	(0)	(0)	-
-	4	0	4	-	4	0	4	-	-	4	0	4	-	-
0	1,120	212	856	-	0	1,120	212	856	-	0	1,120	212	856	-
0	▲ 66	37	▲ 32	-	0	▲ 45	36	▲ 28	-	0	▲ 31	36	▲ 27	-

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	138	17	96	-	-	131	16	90	-	-	126	15	86
-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
0	138	17	96	-	0	131	16	90	-	0	126	15	86	-
-	347	48	175	-	347	48	175	-	-	347	48	175	-	-
-	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	(0)	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-
-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)	-	-	-	(0)	(0)	-
-	3	0	2	-	3	0	2	-	-	3	0	2	-	-
0	350	48	177	-	0	350	48	177	-	0	350	48	177	-
0	212	31	81	-	0	219	32	87	-	0	224	33	91	-

●旧B地区（南古谷・高階）⇒新C地区（南古谷）、新D地区（高階）

【見直し前】

【旧B地区】 南古谷・高階	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	620	99	539	-	-	674	104	556
他市町の子ども		-	6	0	1		-	1	0	0
① 量の見込み 計	0	626	99	540		0	675	104	556	
特定教育・保育施設		-	650	84	332		-	687	87	352
(他市町の子ども)		-	(6)	0	(1)		-	(1)	0	0
確 保 方 策	確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)		-	-	-		-	-	-	-
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)		-	-	32	113		-	-	32	113
他市町の施設利用		-	7	1	2		-	5	2	1
②確保方策による確保量計	0	657	117	447		0	692	121	466	
②-①	0	31	18	▲ 93		0	17	17	▲ 90	



【見直し後】

【新C地区】 南古谷	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	225	33	188	-	-	247	32	173
他市町の子ども		-	0	0	1		-	1	0	0
① 量の見込み 計	0	225	33	189		0	248	32	173	
特定教育・保育施設		-	207	29	113		-	207	29	113
(他市町の子ども)		-			(1)		-	(1)	0	0
確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)		-	-	-	-		-	-	-	-
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)		-	-	19	54		-	-	19	54
他市町の施設利用		-	4	1	1		-	5	1	0
②確保方策による確保量計	0	211	49	168		0	212	49	167	
②-①	0	▲ 14	16	▲ 21		0	▲ 36	17	▲ 6	

【新D地区】 高階	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	395	66	351	-	-	427	72	383
他市町の子ども		-	6	0	0		-	0	0	0
① 量の見込み 計	0	401	66	351		0	427	72	383	
特定教育・保育施設		-	443	55	219		-	480	58	239
(他市町の子ども)		-	(6)				-	0	0	0
確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)		-	-	-	-		-	-	-	-
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)		-	-	13	59		-	-	13	59
他市町の施設利用		-	3	0	1		-	0	1	1
②確保方策による確保量計	0	446	68	279		0	480	72	299	
②-①	0	45	2	▲ 72		0	53	0	▲ 84	

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	586	85	435	-	-	574	84	431	-	-	566	84	429
-	13	0	1		-	13	0	1		-	13	0	1	
0	599	85	436		0	587	84	432		0	579	84	430	
-	690	87	349		-	690	87	349		-	690	87	349	
-	(13)	0	0		-	(13)	0	0		-	(13)	0	0	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	31	113		-	-	31	113		-	-	31	113	
-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)	
-	2	0	1		-	2	0	1		-	2	0	1	
0	692	118	463		0	692	118	463		0	692	118	463	
0	93	33	27		0	105	34	31		0	113	34	33	



令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	203	27	144	-	-	197	26	141	-	-	191	26	139
-	0	0	0		-	0	0	0		-	0	0	0	
0	203	27	144		0	197	26	141		0	191	26	139	
-	210	26	113		-	210	26	113		-	210	26	113	
-	(0)	(0)	(0)		-	(0)	(0)	(0)		-	(0)	(0)	(0)	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	19	57		-	-	19	57		-	-	19	57	
-	-	(0)	(0)		-	-	(0)	(0)		-	-	(0)	(0)	
-	2	0	0		-	2	0	0		-	2	0	0	
0	212	45	170		0	212	45	170		0	212	45	170	
0	9	18	26		0	15	19	29		0	21	19	31	

令和4年度					令和5年度					令和6年度				
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
-	-	383	58	291	-	-	377	58	290	-	-	375	58	290
-	13	0	1		-	13	0	1		-	13	0	1	
0	396	58	292		0	390	58	291		0	388	58	291	
-	480	61	236		-	480	61	236		-	480	61	236	
-	(13)	(0)	(0)		-	(13)	(0)	(0)		-	(13)	(0)	(0)	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	12	56		-	-	12	56		-	-	12	56	
-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)		-	-	(0)	(1)	
-	0	0	1		-	0	0	1		-	0	0	1	
0	480	73	293		0	480	73	293		0	480	73	293	
0	84	15	1		0	90	15	2		0	92	15	2	

●旧C地区（福原・大東）⇒新E地区（福原・大東）※地区名のみ変更

【旧C地区】⇒【新E地区】 福原・大東	令和2年度実績					令和3年度実績				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み	-	-	365	37	258	-	-	364	43	256
他市町の子ども		-	0	0	1		-	1	0	3
① 量の見込み 計	0	365	37	259		0	365	43	259	
特定教育・保育施設 (他市町の子ども)		-	360	34	165	-	360	37	172	
確 保 方 策 確認を受けない幼稚園 (他市町の子ども)		-	0	0	0	-	(1)	0	(2)	
特定地域型保育事業 (他市町の子ども)		-	-	-	-	-	-	-	-	
他市町の施設利用		-	5	0	2	-	4	0	1	
②確保方策による確保量計	0	365	46	206		0	364	53	223	
②-①	0	0	9	▲ 53		0	▲ 1	10	▲ 36	

令和4年度				令和5年度				令和6年度							
1号	2号		3号	1号	2号		3号	1号	2号		3号				
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳			
-	-	325	47	242	-	-	319	47	240	-	-	314	47	239	
-	-	2	0	0	-	-	2	0	0	-	-	2	0	0	
0	327	47	242	0	321	47	240	0	316	47	239	-	360	37	172
-	360	37	172	-	360	37	172	-	360	37	172	-	(2)	(0)	(0)
-	(2)	(0)	(0)	-	(2)	(0)	(0)	-	(2)	(0)	(0)	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	18	71	-	-	18	71	-	-	18	71	-	(0)	(0)	
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	5	0	2
0	365	55	245	0	365	55	245	0	365	55	245	0	38	8	3
0	365	55	245	0	365	55	245	0	365	55	245	0	49	8	6

●旧D地区（霞ヶ関・川鶴・霞ヶ関北・名細）⇒新F地区（霞ヶ関・川鶴）、
新G地区（霞ヶ関北・名細）

【見直し前】

【旧D地区】 霞ヶ関・川鶴・霞ヶ関北・名細	令和2年度実績						令和3年度実績					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み	-	-	621	77	443	-	-	611	77	432		
他市町の子ども		-	1	0	2		-	3	0	3		
① 量の見込み 計		0	622	77	445		0	614	77	435		
特定教育・保育施設		-	687	101	381		-	687	101	381		
(他市町の子ども)		-	(1)		(1)		-	(3)	0	(3)		
確認を受けない幼稚園		-	-	-	-		-	-	-	-		
(他市町の子ども)		-	-	-	-		-	-	-	-		
特定地域型保育事業		-	-	13	42		-	-	16	58		
(他市町の子ども)		-	-		(1)		-	-	0	0		
他市町の施設利用		-	2	2	5		-	3	0	3		
②確保方策による確保量計		0	689	116	428		0	690	117	442		
②-①		0	67	39	▲17		0	76	40	7		



【見直し後】

【新F地区】 霞ヶ関・川鶴	令和2年度実績						令和3年度実績					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み	-	-	311	36	209	-	-	303	35	202		
他市町の子ども		-	1	0	1		-	2	0	2		
① 量の見込み 計		0	312	36	210		0	305	35	204		
特定教育・保育施設		-	368	57	202		-	368	57	202		
(他市町の子ども)		-	(1)		(1)		-	(2)	0	(2)		
確認を受けない幼稚園		-	-	-	-		-	-	-	-		
(他市町の子ども)		-	-	-	-		-	-	-	-		
特定地域型保育事業		-	-	0	0		-	-	3	16		
(他市町の子ども)		-	-				-	-	0	0		
他市町の施設利用		-	0	0	0		-	0	0	1		
②確保方策による確保量計		0	368	57	202		0	368	60	219		
②-①		0	56	21	▲8		0	63	25	15		

【新G地区】 霞ヶ関北・名細	令和2年度実績						令和3年度実績					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号
		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		
量の見込み	-	-	310	41	234	-	-	308	42	230		
他市町の子ども		-	0	0	1		-	1	0	1		
① 量の見込み 計		0	310	41	235		0	309	42	231		
特定教育・保育施設		-	319	44	179		-	319	44	179		
(他市町の子ども)		-					-	(1)	0	(1)		
確認を受けない幼稚園		-	-	-	-		-	-	-	-		
(他市町の子ども)		-	-	-	-		-	-	-	-		
特定地域型保育事業		-	-	13	42		-	-	13	42		
(他市町の子ども)		-	-		(1)		-	-	0	0		
他市町の施設利用		-	2	2	5		-	3	0	2		
②確保方策による確保量計		0	321	59	226		0	322	57	223		
②-①		0	11	18	▲9		0	13	15	▲8		

令和4年度					令和5年度					令和6年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	
-	-	621	90	462	-	-	608	90	457	-	-	599	90	454	
-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	
0	626	90	464	0	613	90	459	0	604	90	456	0	790	106	433
-	790	106	433	-	790	106	433	-	790	106	433	-	(5)	(0)	(2)
-	(5)	(0)	(2)	-	(5)	(0)	(2)	-	(5)	(0)	(2)	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	9	30	-	-	9	30	-	-	-	-	-	9	30	-
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	-	-	-	(0)	(0)	-
-	5	0	5	-	5	0	5	-	5	0	5	-	5	0	5
0	795	115	468	0	795	115	468	0	795	115	468	0	795	115	468
0	169	25	4	0	182	25	9	0	191	25	12	0	191	25	12



令和4年度					令和5年度					令和6年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	
-	-	294	39	214	-	-	285	39	211	-	-	283	39	208	
-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	-	-	5	0	2	
0	299	39	216	0	290	39	213	0	288	39	210	0	368	57	202
-	368	57	202	-	368	57	202	-	368	57	202	-	(5)	(0)	(2)
-	(5)	(0)	(2)	-	(5)	(0)	(2)	-	(5)	(0)	(2)	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	-	-	(0)	(0)	-	-
-	2	0	1	-	2	0	1	-	2	0	1	-	2	0	1
0	370	57	203	0	370	57	203	0	370	57	203	0	71	18	▲ 13
0	80	18	▲ 10	0	80	18	▲ 10	0	82	18	▲ 7	0	327	51	248

令和4年度					令和5年度					令和6年度					
1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育	左記以外	0歳	1・2歳	
-	-	327	51	248	-	-	323	51	246	-	-	316	51	246	
-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
0	327	51	248	0	323	51	246	0	316	51	246	0	422	49	231
-	422	49	231	-	422	49	231	-	422	49	231	-	(0)	(0)	(0)
-	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	9	30	-	-	9	30	-	-	-	-	9	30	-	-
-	-	(0)	(0)	-	-	(0)	(0)	-	-	-	-	(0)	(0)	-	-
-	3	0	4	-	3	0	4	-	3	0	4	-	3	0	4
0	425	58	265	0	425	58	265	0	425	58	265	0	98	7	17
0	102	7	19	0	102	7	19	0	109	7	19	0	109	7	19

(2) 地域子ども・子育て支援事業（時間外保育事業（延長保育事業））

●旧 A 地区（本庁・山田・芳野・古谷）⇒新 A 地区（本庁・山田）、新 B 地区（芳野・古谷）

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【旧A地区】 本庁・山田・芳野・古谷	①量の見込み	1,033	1,019
	②確保量	1,033	1,019
	②-①	0	0



		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新A地区】 本庁・山田	①量の見込み	878	865
	②確保量	878	865
	②-①	0	0

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新B地区】 芳野・古谷	①量の見込み	155	154
	②確保量	155	154
	②-①	0	0

●旧 B 地区（南古谷・高階）⇒新 C 地区（南古谷）、新 D 地区（高階）

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【旧B地区】 南古谷・高階	①量の見込み	452	446
	②確保量	452	446
	②-①	0	0



		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新C地区】 南古谷	①量の見込み	111	110
	②確保量	111	110
	②-①	0	0

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新D地区】 高階	①量の見込み	341	336
	②確保量	341	336
	②-①	0	0

●旧 C 地区（福原・大東）⇒新 E 地区（福原・大東）※地区名のみ変更

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【旧C地区・新E地区】 福原・大東	①量の見込み	305	301
	②確保量	305	301
	②-①	0	0

●旧 D 地区（霞ヶ関・川鶴・霞ヶ関北・名細）⇒新 F 地区（霞ヶ関・川鶴）、

新 G 地区（霞ヶ関北・名細）

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【旧D地区】 霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細	①量の見込み	584	576
	②確保量	584	576
	②-①	0	0



		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新F地区】 霞ヶ関・川鶴	①量の見込み	309	304
	②確保量	309	304
	②-①	0	0

		令和2年度実績(人)	令和3年度実績(人)
【新G地区】 霞ヶ関北・名細	①量の見込み	275	272
	②確保量	275	272
	②-①	0	0

令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
1,009	986	973
1,009	986	973
0	0	0



令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
857	838	826
857	838	826
0	0	0
令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
152	148	147
152	148	147
0	0	0

令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
441	431	426
441	431	426
0	0	0



令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
109	106	105
109	106	105
0	0	0
令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
332	325	321
332	325	321
0	0	0

令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
298	291	287
298	291	287
0	0	0

令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
571	558	551
571	558	551
0	0	0



令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
302	295	291
302	295	291
0	0	0
令和4年度(人)	令和5年度(人)	令和6年度(人)
269	263	260
269	263	260
0	0	0

第4章 子ども・子育て支援の取組・事業の改定

1 子どもをめぐる課題と本市の取組

近年は、核家族化の進展など家族形態の変化や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立化しやすい環境にあり、児童虐待などにつながる恐れがあります。

本市では妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置し、「乳児家庭全戸訪問事業」などによる子育て世帯の養育環境の把握に努め、支援が必要な家庭に対しては、「養育支援訪問事業」による支援を提供するなど、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを発見・低減してきました。

そのほか、児童虐待発生予防の観点から「どならない子育て練習法講座」を開催するなどの保護者支援にも取り組んでいます。

また、子どもたちが放課後等に安全で安心して過ごせるよう「子どもの居場所づくりの推進」に取り組んでいます。

一方で、国が示す児童虐待の相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況にあります。学校や家庭に代わる子どもの居場所支援については、相談体制などさらなる充実が必要とされています。

2 こども家庭センターと新たな家庭支援事業

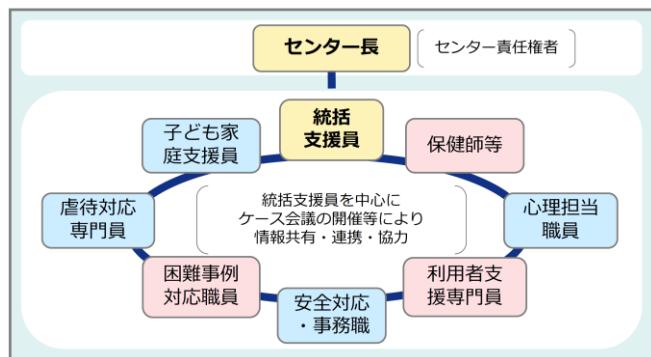
子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が令和4年6月15日に公布され、一部を除き、令和6年4月1日に施行されます。

改正法では、市区町村への「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援事業が規定されました。なお、「こども家庭センター」と3つの新たな家庭支援事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとされています。

【こども家庭センターと新たな家庭支援事業】

- ・こども家庭センター (法第10条の6第19項)
- ・子育て世帯訪問支援事業 (法第33条の6第19項)
- ・児童育成支援拠点事業 (法第33条の6第20項)
- ・親子関係形成支援事業 (法第33条の6第21項)

【こども家庭センターのイメージ】



【新たな家庭支援事業の概要】

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グレープワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

新設

3 新規事業

本市では、子どもや若者、子育て家庭への支援を強化するという児童福祉法の改正の趣旨に鑑み、今後、国から事業の具体的な内容が示された際に、令和6年4月1日の改正法の施行に向けた検討を進めるため、見直し後の計画ではこども家庭センターの検討を含む4つの事業を新規事業として位置づけます。

基…基本目標 施…施策目標

基	施	No.	事業名	事業概要	担当課
1	(1)	21	こども家庭センターの検討	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健）を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供ができるこども家庭センターを検討します。 【現計画関連事業】 <u>1(1)5 子育て世代包括支援センター</u> <u>1(1)6 利用者支援事業（母子保健型）</u> <u>2(3)1 利用者支援事業（基本型・特定型）</u> <u>5(3)5 子ども家庭総合支援拠点の整備・運営</u>	こども政策課 こども育成課 こども家庭課 保育課 健康づくり 支援課
3	(4)	7	児童育成支援拠点事業	不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもの居場所に関する包括的な支援を検討します。 【現計画関連事業】 <u>3(4)4 子どもの居場所づくりの推進</u>	こども政策課 こども育成課 こども家庭課
5	(3)	12	子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対し、家事・育児等の支援を検討します。 【現計画関連事業】 <u>4(1)9 多胎児産前産後ヘルパー派遣事業</u> <u>5(3)4 養育支援訪問事業</u>	こども育成課 こども家庭課
5	(3)	13	親子関係形成支援事業	健全な親子関係の形成を図るため、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等の支援を検討します。 【現計画関連事業】 <u>5(3)11 どならぬ子育て練習法講座</u>	こども家庭課 療育支援課

【参考:新規事業を位置づける基本目標と施策目標】

基本目標 1 …妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

施策目標（1） …切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進

基本目標 3 …心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策目標（4） …放課後の子どもの居場所づくり

基本目標 5 …すべての子どもの未来をつくる取組の推進

施策目標（3） …子どもを虐待から守る取組の推進

4 見直し事業

また、現計画策定期以降の状況の変化や実績値等を踏まえ、現計画掲載事業のうち、次の3事業について、目標事業量を見直します。

基…基本目標 施…施策目標

基	施	No.	事業名	事業概要	担当課									
1	(1)	11	乳幼児相談	<p>乳幼児と保護者に対して相談の場を提供し、育児支援や育児不安の解消を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標事業量</td> <td>現状値(平成30年度)</td> <td>目標値(令和6年度)</td> </tr> <tr> <td>開催回数</td> <td>30回</td> <td>30 ⇒ <u>45</u>回</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	開催回数	30回	30 ⇒ <u>45</u> 回	健康づくり支援課			
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)												
開催回数	30回	30 ⇒ <u>45</u> 回												
2	(2)	9	川越市保育ステーション事業	<p>多様化する保育ニーズに対応するとともに、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世代の利便性を高めるため、川越市保育ステーションを設置し、市内保育所等への送迎等を実施します。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標事業量</td> <td>現状値(平成30年度)</td> <td>目標値(令和6年度)</td> </tr> <tr> <td>保育ステーション設置数</td> <td>-</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>送迎保育利用者数</td> <td>(令和4年度実績 5人)</td> <td><u>12人</u></td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	保育ステーション設置数	-	1箇所	送迎保育利用者数	(令和4年度実績 5人)	<u>12人</u>	保育課
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)												
保育ステーション設置数	-	1箇所												
送迎保育利用者数	(令和4年度実績 5人)	<u>12人</u>												
5	(4)	1	児童発達支援センターの運営 重点	<p>児童発達支援センターにおいて、障害のある児童の特性に応じた訓練、指導等及び保護者への支援を実施します。また、関係機関との連携を強化する等、地域における療育支援体制の充実に努めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標事業量</td> <td>現状値(平成30年度)</td> <td>目標値(令和6年度)</td> </tr> <tr> <td>一般相談件数</td> <td>-</td> <td>320 ⇒ <u>1,050</u>件</td> </tr> </table>	目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	一般相談件数	-	320 ⇒ <u>1,050</u> 件	療育支援課			
目標事業量	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)												
一般相談件数	-	320 ⇒ <u>1,050</u> 件												

※ …見直し部分

第5章 資料編

○改定体制及び経過

(1) 川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

(川越市子ども・子育て会議)

①開催状況

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年改定及び川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況について審議を行いました。

第1回 令和4年7月21日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画令和3年度達成状況について
- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて
- ・川越市保育所等の施設整備（令和4年度整備分）の状況について
- ・川越市保育所等の待機児童の状況について

第2回 令和4年8月25日開催

- ・県内の待機児童の状況及び市内待機児童の要因分析等について
- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて

第3回 令和4年10月13日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて

第4回 令和5年1月 日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて
- ・意見公募手続きの結果について

(2) 川越市子ども・子育て支援推進会議

①開催状況

本計画の中間年改定に関し、府内の関係課長等で構成する「川越市子ども・子育て支援推進会議」において、全府的な体制の下で検討を行いました。

第2回 令和4年7月4日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて

第3回 令和4年8月9日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直し（素案）について

第4回 令和4年9月26日開催

- ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直し（素案）について

(3) 意見公募（パブリックコメント）

川越市子ども・子育て支援事業計画中間年改定にあたり、原案を公表し、広く市民の意見を募集しました。

①募集期間 令和4年11月 日から令和4年12月 日まで

- ②対象者
- ・市内に住所を有する者
 - ・市内の事業所又は学校等に在勤・在学する者
 - ・利害関係者

③意見数 名 件

④意見要旨

川越市子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度
【中間年改定版】

令和5年 月

発行 川越市
編集 川越市こども未来部こども政策課
〒350-8601
埼玉県川越市元町1-3-1
TEL: 049-224-8811 (代表)
FAX: 049-223-8786
E-mail: kodomoseisaku@city.kawagoe.lg.jp